

不足額給付(申請書)のご案内

Notice Regarding the Fixed-amount Tax Reduction Shortfall Benefit (Confirmation Form)

Those who do not receive notices or confirmation forms regarding shortfall benefits need to submit an application form.

支給のお知らせや確認書が届かない方は
申請書の提出が必要です。

▶ 不足額給付について

物価高騰による家計の負担を軽減するため、令和6年度に定額減税(所得税から3万円、住民税所得割から1万円)が実施されました。また、令和5年の所得を基に計算し、減税しきれないと見込まれた方には調整給付金を支給しました。令和6年分の所得税および定額減税額の確定後に再計算を行い、支給額に不足が生じた方などに不足額給付金を支給します。

▶ 申請書の対象者

令和6年中に他の市区町村から福岡市に転入されるなど、不足額給付の対象となり得る方(裏面フロー図参照)
※フロー図で申請対象となった方でも、審査の結果、不足額給付対象外となる場合がありますのでご了承ください。

▶ 不足額給付の支給手続き

上記対象者に該当する方は申請書を提出してください。
「不足額給付支給のお知らせ」または「不足額給付支給確認書」が届いた方は、申請書の提出は不要です。

提出期限:令和7年10月31日(金) ※消印有効

区役所や市役所の窓口での提出はできません。

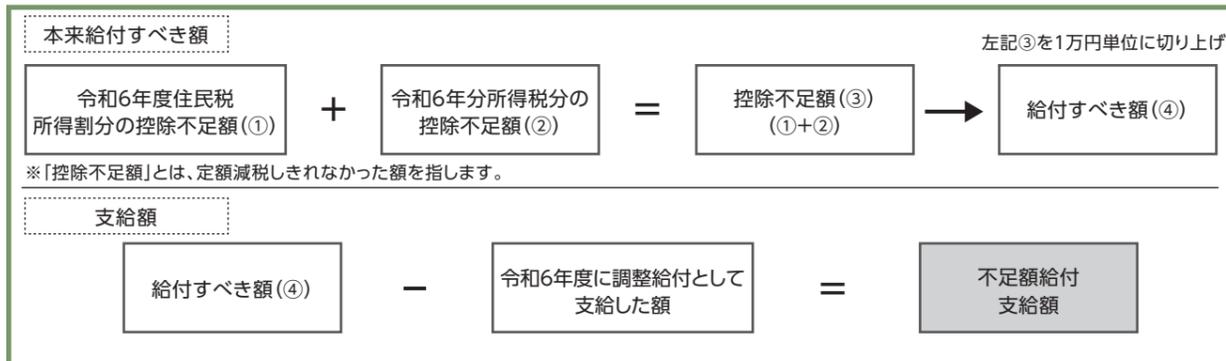
「不足額給付申請書」の裏面に記載している必要書類(本人確認書類や受取口座を確認できる書類の写し等)を同封して提出してください。
申請書の記入方法は、市ホームページまたは別紙「不足額給付申請書の記入方法」をご確認ください。



▶ 不足額給付の支給額

不足額給付Ⅰ

令和6年度住民税で定額減税しきれなかった額(住民税所得割分の控除不足額)と令和6年分所得税で定額減税しきれなかった額(所得税分の控除不足額)を合算し、調整給付額を差し引いた額(下表のとおり)



不足額給付Ⅱ

原則として4万円

▶ 申請するための提出書類

(必ず提出するもの)

- 不足額給付 申請書
※必要事項をご記入ください。
 - 申請者(または代理人)の氏名など
 - 受取口座
- 本人(代理人)確認書類の写し(コピー)
※申請者の氏名・住所・生年月日を確認できる有効期限内の書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、介護保険証等)いずれか1点の写し(コピー)
※代理人による場合は、本人及び代理人の本人確認書類が必要です
- 受取口座を確認できる書類の写し(コピー)
受取口座の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し(コピー)

(法定代理人が代理人として受給する場合)

- 本人との関係が分かる書類の写し(コピー)
戸籍謄本、登記事項証明書、裁判所が決定した旨が確認できる書類いずれか1点
※3か月以内に発行されたものに限る

〈不足額給付Ⅰ〉

(令和6年中に他の市区町村から福岡市に転入された方)

- 調整給付の支給決定通知書または確認書(支給のお知らせ)の写し(コピー)
 - 「調整給付の対象ではなかった方」「調整給付の対象で上記書類を添付できない方」は、令和6年度住民税の最新の納税通知書、特別徴収税額通知書又は課税証明書を同封してください
 - 「令和6年度当初(令和6年6月)以降に課税内容に修正があった方」は、令和6年度住民税の最新の納税通知書、特別徴収税額通知書又は課税証明書を同封してください
※令和6年度住民税の最新の納税通知書、特別徴収税額通知書又は課税証明書の同封がない場合、課税内容に修正がなかったものとみなします

(令和6年1月1日時点で海外に居住し、令和6年中に海外から福岡市に転入された方)

- 国外にいたことを証明する書類(会社からの勤務命令、住民票の写し(コピー)等)

(令和6年1月1日以降、継続して福岡市に住居登録のある方)

- (令和6年分所得税について修正がある場合)
令和6年分の源泉徴収票 または 確定申告書の写し(コピー)
- (令和6年度住民税について修正がある場合)
令和6年度住民税申告書または最新の納税通知書の写し(コピー)

〈不足額給付Ⅱ〉

(令和6年中に他の市区町村から福岡市に転入された方)

- 令和6年度個人住民税の最新の納税通知書 または 課税証明書の写し(コピー)

(青色事業専従者または事業専従者の方)

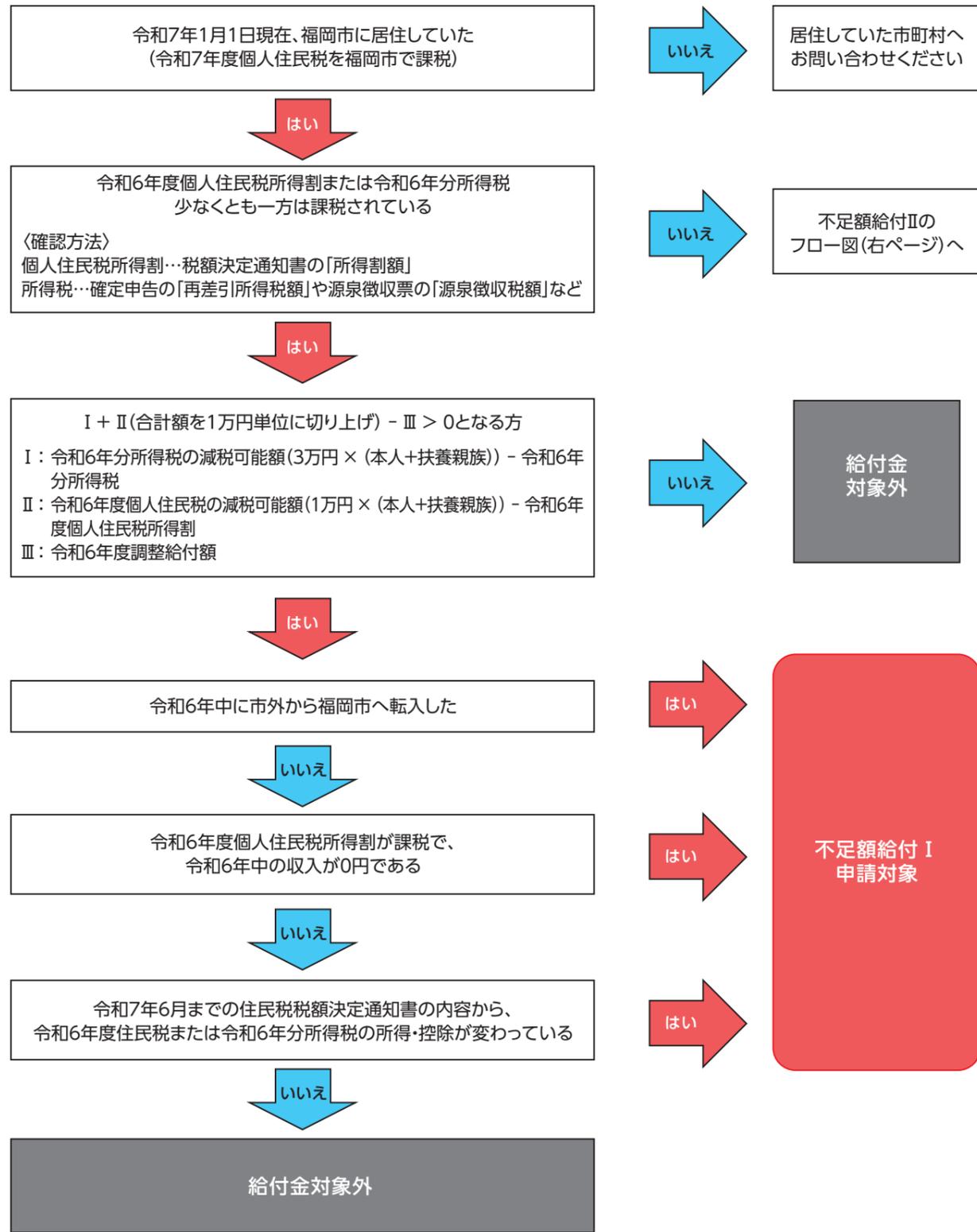
- 事業主の令和6年分所得税確定申告書 または 青色事業専従者に関する届け出書の写し(コピー等)

※令和6年度課税証明書は、令和6年1月1日の住所地で取得してください。

※提出していただいた書類は返却いたしません。ご了承ください。

▶ 不足額給付対象確認フローチャート（不足額給付Ⅰ）

〈不足額給付Ⅰ対象者のフロー図〉

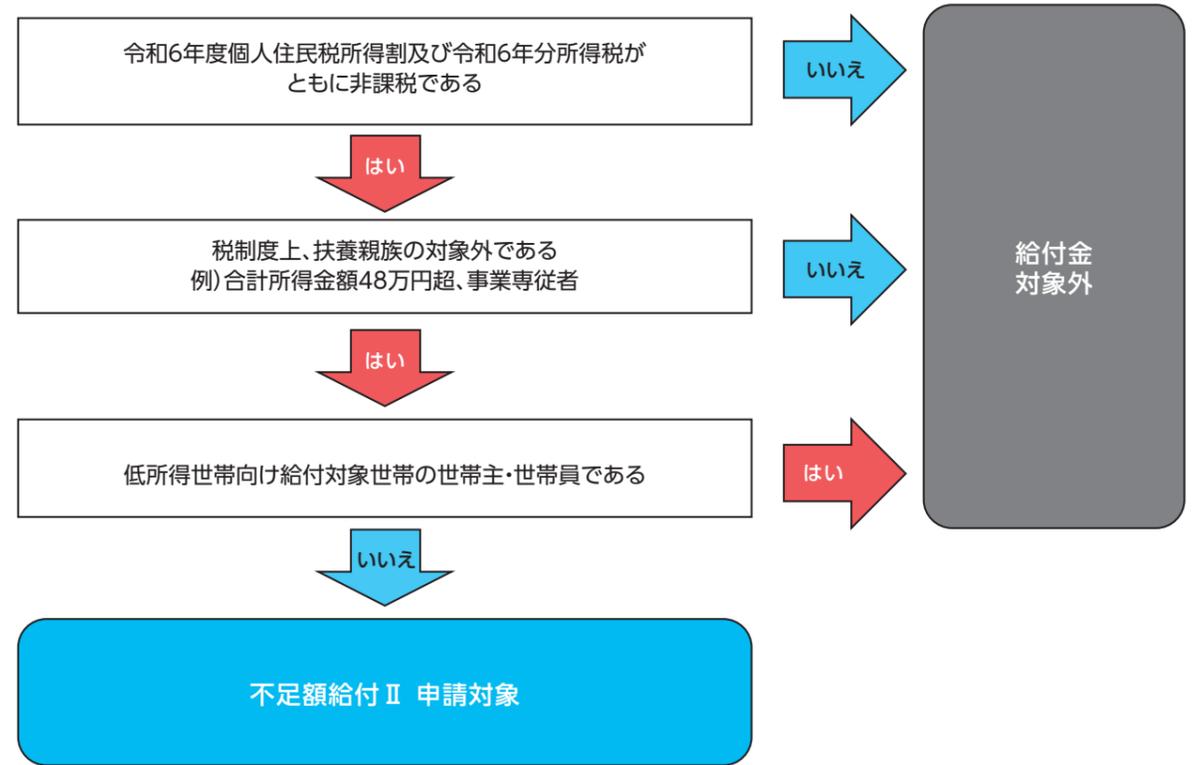


セルフチェックの詳細は
市ホームページをご確認ください



▶ 不足額給付対象確認フローチャート（不足額給付Ⅱ）

〈不足額給付Ⅱ対象者のフロー図〉



▶ 不足額給付の支給時期

福岡市が申請書を受理してから1カ月程度かかる場合があります。
記入内容や添付書類の不備、他都市への給付状況の確認等により、支給が遅くなる可能性があります。
審査終了後、給付要件に該当する方には、支給額及び支給日を記載した「支給決定通知」を送付します。

！ 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

- ・手続きに現金自動預払機（ATM）は、絶対に使用しません。
- ・給付金のご自宅を訪問することは、絶対にありません。

自宅に福岡市の職員などをかたる不審な電話や訪問があった場合は、最寄りの警察署が警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ

Inquiries 咨询电话 문의처 Liên hệ सोधपुछ

福岡市不足額給付金コールセンター

Fukuoka City Call Center for Emergency Monetary Relief

福岡市緊急支援補助金電話サービス中心

후쿠오카시 긴급 지원 금부금 콜센터

Tổng đài tư vấn tiền trợ cấp khẩn cấp thành phố Fukuoka

फुकुओका शहर आपतकालीन लाभ सहायता कल सेन्टर

Tel: 0120-835-250

FAX: 050-3527-0212

Eメール: fusokugakukyufu@fukuoka-fuc.com

Support available in English, Chinese, Korean, Vietnamese and Nepali

受付時間 平日午前9時～午後6時（土・日・祝日休み）

Lines open: weekdays 9:00 a.m. - 6:00 p.m. (lines closed: weekends and public holidays)

受理時間 工作日9:00-18:00（周六周日法定节假日不受理）

운영시간 평일 오전9시~오후6시(토·일·공휴일 휴무)

Thời gian tiếp nhận: Các ngày trong tuần từ 9:00 ~ 18:00 (nghỉ vào thứ Bảy, Chủ Nhật, ngày nghỉ lễ)

सुले समय: अफिस खुले दिनको बिहान 9:00 बजेदेखि बेलुकी 6:00 बजेसम्म (शनि, आइत, र रातो बिदाको दिनमा बन्द)

The information on this leaflet is available in multiple languages on the Fukuoka City official website.

本宣传单的各相关内容以多语言刊登在官网。

본 안내지 내용에 관한 정보는 홈페이지에 다언어로 게재합니다.

Thông tin liên quan đến nội dung của tờ rơi này được đăng tải trên trang chủ bằng nhiều thứ tiếng.

यो सूचनाको विवरण सम्बन्धी जानकारीलाई होमपेजमा बहुभाषामा राखिएको छ।